

## 名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程

名古屋市立大学自己点検・評価委員会規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学定款第26条及び名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）第10条第2項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）において、自ら行う点検及び評価（以下「自己評価等」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正 令和元年達第52号、令和2年達第111号、令和4年達第65号）  
（自己点検・評価委員会）

第2条 本学に名古屋市立大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる全学的な自己評価等に関する事項等を審議する。

- (1) 自己評価等の実施計画に関する事項
- (2) 自己評価等の実施に関する事項
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2に規定する各事業年度における業務の実績、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「業務実績評価」という。）に関する事項
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）に関する事項
- (5) 自己評価等、業務実績評価及び認証評価の結果（以下「評価結果」という。）に基づく改善方策に関する事項
- (6) 評価結果並びに改善方策及びその実施状況（以下「改善状況」という。）の公表に関する事項
- (7) 地方独立行政法人法第26条及び第27条に規定する中期計画の作成及び年度計画の策定に関する事項

(8) その他自己評価等に関する事項

(一部改正 平成26年達第78号、令和元年達第52号、令和4年達第65号)

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事長

(2) 副理事長(学長)

(3) 副理事長(事務局長)

(4) 理事(非常勤の者を除く。)

(5) 副学長

(6) 学長補佐

(7) 各研究科長

(8) 総合情報センター長

(9) 高等教育院長

(10) 医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センターの病院長

(11) 総務部長、教育研究部長、病院統括部長並びに医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センターの病院管理部長

(12) その他理事長が必要と認めた者

(一部改正 平成27年達第52号、平成29年達第19号、平成30年達第40号、平成31年達第63号、令和3年達第86号、令和4年達第65号)

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には理事長を、副委員長には副理事長(学長)及び、理事長が別に自己点検等の担当に指名した者であって委員に該当するものをもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、副委員長が委員長を代理する。

(一部改正 令和4年達第65号)

(定足数及び議決数)

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することとはできない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法により委員会の議事を開き議決することができる。

(一部改正 令和2年達第111号、令和4年達第65号)

(自己点検・評価小委員会)

第6条 委員会は、認証評価を受けるために必要な自己評価等の実施に関する事項を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員会に認証評価に係る自己点検・評価小委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。

2 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 第4条第1項に規定する委員会の副委員長

(2) 各研究科長が、第9条に規定する研究科の自己点検・評価等の担当委員会の委員のうちから推薦する者

(3) その他第1号に掲げる委員が必要と認める者

3 前項第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項に掲げる委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 小委員会に委員長を置き、第2項第1号に掲げる委員のうち、理事長が別に自己点検等の担当に指名した者をもって充てる。

6 小委員会の委員長が必要と認めるときは、当該委員長を補佐するため、小委員会に副委員長を置くことができる。

7 小委員会は、委員会の定める方針に基づき、認証評価を受けるために必要な自己評価等に関する次に掲げる業務を行う。

(1) 自己評価等の実施細目等の作成に関すること

(2) 自己評価等の実施に関すること

(3) 自己評価等の実施のための調査に関すること

(4) その他委員会により付託される業務に関すること

8 小委員会は、前項の各業務を行った場合は、その結果をとりまとめ、委員会に報告しなければならない。

9 小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定める。

(一部改正 平成26年達第78号、平成31年達第63号、令和4年達第65号)

(意見聴取)

第7条 委員会に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意

見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画推進課において処理する。

(一部改正 平成27年達第52号、平成28年達第55号、令和4年達第65号)

(研究科の自己点検・評価等の担当委員会)

第9条 各研究科に、当該研究科に係る自己点検・評価等を実施するための担当委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、次に掲げる自己評価等に関する事項等を審議するものとする。

- (1) 各研究科における自己評価等に関する事項
- (2) 各研究科における業務実績評価に関する事項
- (3) 各研究科における認証評価に関する事項
- (4) 各研究科における評価結果に基づく改善方策に関する事項
- (5) 中期計画及び年度計画のうち各研究科に係る原案の作成に関する事項
- (6) その他研究科委員会が必要と認める事項

3 研究科委員会は、委員会の委員長が必要であると認めた場合には、前項第1号から第5号までに係る審議結果を委員会に報告するものとする

4 教養教育に係る自己評価等を実施するための組織は別に定める。

5 研究科委員会に関しその他必要な事項は、各研究科において別に定める。

(一部改正 平成31年達第63号、令和4年達第65号)

(評価結果の公表)

第10条 自己評価等の結果は、委員会が公表するものとする。ただし、研究科委員会が独自に実施する自己評価等の結果は、研究科委員会が必要であると認めた場合、公表するものとする。

2 業務実績評価及び認証評価の結果は、理事長が委員会に報告し公表するものとする。

(一部改正 平成31年達第63号、令和4年達第65号)

(評価結果に基づく改善)

第11条 委員会及び研究科委員会は、評価結果に基づく改善方策を決定し実施するなど、評価結果の積極的な活用を努めるものとする。

2 委員会及び研究科委員会は、改善方策の達成状況について検証するものと

する。

- 3 委員会は、適宜、改善状況を取りまとめ、公表するものとする。ただし、研究科委員会が独自に実施した自己評価等の結果に基づく改善状況は、研究科委員会が委員会に報告のうえ公表するものとする。

(一部改正 平成31年達第63号)

(中期計画・年度計画)

第12条 中期計画の作成及び年度計画の策定については委員会の審議を、中期計画及び年度計画のうち各研究科に係る原案の作成については研究科委員会の審議を経るものとする。

- 2 中期計画の作成及び年度計画の策定にあたっては、評価結果に基づく改善方策を適切に反映しなければならない。

(一部改正 平成31年達第63号)

(業務実績評価に係る自己評価等の実施)

第13条 業務実績評価を受けるために必要な自己評価等は、名古屋市公立大学法人評価委員会が定める実施方針等に従い実施する。

(認証評価に係る自己評価等の実施)

第14条 認証評価を受けるために必要な自己評価等は、学校教育法その他認証機関が定める実施方針等のほか、小委員会からの報告に基づき委員会が定めるところに従い実施する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第78号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第55号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第19号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第40号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第111号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第86号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第65号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学自己評価等の実施に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。